

法人の市民税

法人の市民税は、市内に事務所や事業所などを有する法人等に課税される税金で、法人の資本金等の額と従業者数に応じた均等割額と法人税の額によって算出する法人税割額との合計額です。

法人の市民税を納める方（納税義務者）

納税義務者	納める税額	
	均等割	法人税割
区内に事務所や事業所を有する法人	○	○
区内に寮、保養所などを有する法人で、その区内に事務所や事業所を有しないもの	○	
区内に事務所や事業所を有する公共法人および収益事業を行わない公益法人等	○	
区内に事務所や事業所を有する個人で、法人課税信託の受託者		○

※公益法人等または人格のない社団等で区内の事務所等において収益事業を行うものは、「区内に事務所や事業所を有する法人」と同じ扱いになります。

※人格のない社団等で収益事業を行わないものについては、法人市民税（均等割）が非課税となります。

税額の算出方法

●均等割額

均等割額は、区ごとに課税されます。2以上の区に事務所等を有している場合は、それぞれの区ごとに下表を適用してください。

$$\text{均等割額} = \text{税率（年額）} \times \text{事務所・事業所などを有していた月数} \div 12$$

（100円未満切捨て）

〔均等割の税率〕

法人等の区分	従業者数	税率（年額）
資本金等の額が50億円を超える法人	50人超	3,600,000円
	50人以下	492,000円
資本金等の額が10億円を超え、50億円以下である法人	50人超	2,100,000円
	50人以下	492,000円
資本金等の額が1億円を超え、10億円以下である法人	50人超	480,000円
	50人以下	192,000円
資本金等の額が1,000万円を超え、1億円以下である法人	50人超	180,000円
	50人以下	156,000円
資本金等の額が1,000万円以下である法人	50人超	120,000円
	50人以下	50,000円
上記以外の法人等		50,000円

※平成27年4月1日以後に開始する事業年度分については、「資本金等の額」が「資本金の額および資本準備金の額の合計額または出資金の額」を下回る場合には、「資本金等の額」は「資本金の額および資本準備金の額の合計額または出資金の額」となります。

●法人税割額

$$\text{法人税割額} = \text{課税標準となる法人税額} \times \text{税率}$$

（100円未満切捨て）（1,000円未満切捨て）

〔法人税割の税率〕

法人等の区分	平成26年10月1日より前に開始した事業年度	平成26年10月1日以後、令和元年9月30日までに開始した事業年度	令和元年10月1日以後に開始した事業年度
資本金等の額が1,000万円を超える法人等、法人課税信託の受託者	14.7%	12.1%	8.4%
資本金等の額が1,000万円以下の法人等	13.9%	11.3%	7.6%

※2以上の市町村において事務所等を有する法人については、法人税割額に従業者数であん分して計算します。

※平成27年4月1日以後に開始する事業年度分については、「資本金等の額」が「資本金の額および資本準備金の額の合計額または出資金の額」を下回る場合には、「資本金等の額」は「資本金の額および資本準備金の額の合計額または出資金の額」となります。

申告と納税

法人の市民税は、それぞれの法人等が定める事業年度が終了した後一定期間内に、法人等がその納付すべき税額を計算して申告し、その申告した税額を納めること（申告納付）になっています。eLTAX(エルタックス)を利用した電子申告や電子納税ができます。（P81をご覧ください。）

区 分	申告期限・納付期限と納付税額
中間申告（予定申告）	申告・納付期限 ……事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内 納 付 税 額 ……次の(1)または(2)の額 (1) 予定申告 ・ 均等割額 = 年間の均等割額 × $\left(\frac{\text{事業年度の開始の日から6か月を経過した日の前日までに事務所等を有していた月数}}{\text{事業年度の開始の日から6か月を経過した日の前日までに事務所等を有していた月数}} \right) \div 12$ ・ 法人税割 = 前事業年度の法人税割額 × 6 / 前事業年度の月数(1年の場合は12) (2) 仮決算による中間申告 ・ 均等割額 = 年間の均等割額 × $\left(\frac{\text{事業年度の開始の日から6か月を経過した日の前日までに事務所等を有していた月数}}{\text{事業年度の開始の日から6か月を経過した日の前日までに事務所等を有していた月数}} \right) \div 12$ ・ 法人税割 = その事業年度開始の日以後6月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額①を課税標準として計算した額 ※(1)(2)ともに前期基準額が10万円以下の場合には申告の必要はありません。 ※(2)は、①の額が前期基準額を超える場合にはできません。 ※前期基準額: 前事業年度の確定法人税額を前事業年度の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額
確定申告	申告・納付期限 ……事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内 納 付 税 額 ……均等割額と法人税割額の合計額 ただし、中間(予定)申告を行った税額がある場合には、その税額を差し引いた額
均等割申告	対 象 法 人 ……公共法人および収益事業を行わない公益法人等 ※人格のない社団等で収益事業を行わないものについては、法人市民税(均等割)が非課税となっており、均等割申告の必要はありません。 申告・納付期限 ……毎年4月30日 納 付 税 額 ……均等割額

申告場所 〒812-8512 博多区博多駅前2丁目8番1号(博多区役所9階)
財政局法人税務課(法人市民税係)

設立・異動の届け出

法人等の設立、開設や名称、所在地などの異動(変更)があった場合は、以下のとおり届け出を行ってください。

区 分	届け出事項等	提出先
設立申告書	市内において法人等が設立または事務所や事業所などの設置を行った場合は、10日以内に設立申告書を提出してください。	財政局 法人税務課 TEL:292-3249
異動届	法人等が事業年度、名称、所在地、代表者、組織および資本金等の額などの変更を行った場合、または事務所や事業所などの廃止、法人の解散、休業などを行った場合は、異動届を提出してください。	

※法人等の設立申告書および異動届には、定款または寄附行為の写し、および登記事項証明書の写しを添付してください。

◎設立申告書や異動届の様式は、福岡市ホームページからダウンロード(印刷)できます。

福岡市 申請書ダウンロードサービス

検索

電子申告の義務について

事業年度開始の日において資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人等が提出する申告書等は、地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)により提出しなければなりませんのでご注意ください。

電子申告についての詳細は、eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAX

検索